

権利関連について

楽曲は基本적으로自由にお使いください♪

- ・チームの皆さんのために作った曲です。皆さんの演舞のためであれば自由に使っていただいて結構です。
- ・他のチームが皆さんの曲を使用したりなど、チームの皆さんの知らない場所で曲が使用されることの無いよう努めております。

ただし・・・

- ・すべての権利は音澄屋に留保されています。
- ・編集・放送関係・公開関係・クレジット（制作者表示）・販売などに関しては制限があります。
- ・他の楽曲や著作者の権利を害するような制作を承ることはできません。

1. 楽曲の権利

基本的に財産権・人格権等、楽曲のすべての権利について音澄屋に留保されますが、楽曲は基本的に自由に使用していただくかまいません。ただし、当該楽曲を曲単体もしくは映像の BGM として販売することや貸与に供することはできません。依頼をした方のグループ内でのコピーや、チームの活動記録の映像などに楽曲を使用することは可能です。

依頼をした方のグループ以外での使用については、仲のいいグループなどでの共有に関して制限は設けませんが、依頼をした方のグループの皆さんがそれについて納得していること・譲渡等の形で金銭の授受が行われないことを前提とします。音澄屋を含めグループの皆さんなどが「あれ？なんであのグループがこの曲使ってるの？」という疑義が生じないよう、報告・連絡・周知をお願いしております。

楽曲のすべての権利について、留保されていますので以下の点につきましては特にご注意ください。

- 歌をかぶせる・長さを変更する等の編集をする際には、事前に連絡をお願いします。
- Web ページ等での曲単体での公開はご遠慮ください。ただし、グループのメンバーに曲を渡す、もしくは聴かせるために一時的に Web ページにて公開する場合にはこの限りではありません。その際も、曲の公開状況の把握という観点をご理解いただいた上で、時期の限定をお願いします。
- Youtube などの動画投稿サイトを含め、演舞の様子をインターネットに公開する（または第三者に公開される）こともあると思います。このようなケースの制限はありませんが、事後連絡でも結構ですので、公開の旨とその URL をメール等でお知らせいただければと思います（強制ではありません）。
- 楽曲のクレジットを表示する場合には「音澄屋（鼠屋将志）」をお願いします。
- 報道等の取材や番組への出演があり、楽曲を使用する場合には、事前にご連絡をお願いします。

2. 独占的使用権

他のグループが、楽曲を使用したいということで音澄屋宛に許諾を求めてくる場合があります。特定のグループの依頼によって制作された曲が、知らないところで他のグループによって使われているという状況は、演出のオリジナリティにかかわる問題ですので、音澄屋宛で許諾を求められた場合には、最初に依頼をしたグループに確認をとってから許諾をするものとしします。制作してから十分な時間が経過していない場合や、

同じイベントで複数のグループが同じ楽曲を使う可能性が高い場合などは許諾を出さない場合もあります。その意味で、最初に依頼をしたグループはある程度の独占的使用権を持っていると言えます。

確認については、当該グループが現存していて代表者が変わっている場合には、現職の代表者に確認を取るものとします。また、当該グループがすでに解散等で現存しない場合には、楽曲制作当時の代表者に確認をとるものとします。この確認作業についてはできる限りの努力を持って行いますが、連絡がつかない等の場合、音澄屋の判断によって許諾をすることがあります。

ただし、以下に挙げる場合には、確認をとらずに楽曲を使用することがあります。

- ディスコグラフィのような形で公開する場合
- 他の楽曲の制作にあたって、サンプルとして依頼者に渡す場合
- その他、音澄屋の判断により楽曲を使用することが望ましいと考えられる場合

ただし、上記のような場合であっても、依頼されたグループの使用状況も考慮し、明らかに不都合が生じるような場合には、できる限り最初に依頼されたグループの使用を保護するものとします。

3. 他の権利者の楽曲使用

依頼に応じて制作をした楽曲に権利者がいるのと同様、既存の他の曲にも権利者がいて、さまざまな権利関係があります。

既存の曲については、参考曲としてその雰囲気に近いものを制作するというご希望であればお引き受けいたしますが、その曲をそのまま引用するなど、他の権利者の権利を侵害するようなご希望についてはお引き受けすることはできません。権利処理が必要と判断されるものについては、基本的に依頼をする側で権利者との交渉をお願いいたします。音澄屋にて権利交渉の代行もお引き受けいたしますが、編曲等の権利につきましても、金額も権利者の言い値というケースもありますし、全体でどの程度の費用がかかるかもケースバイケースになりますので、交渉をした後での実費請求とさせていただきます。

4. 条件の変更

権利形態や期間について別途協議の上、双方の同意があった場合には、楽曲の依頼条件に関して内容を変更することができ、その場合には変更内容が本権利関係条件に優先するものとします。